

令和5年度第2回長野県障がい者施策推進協議会 議事録

日時：令和5年11月30日（木）

14:00～16:00

場所：長野県庁本庁舎特別会議室

（対面、WEB会議併用形式）

1 開 会

（山本企画幹）

定刻を過ぎておりますが、1名のWEB参加の方が、まだ入室されていません。

その方を除きまして皆様お集りですので、始めさせていただきたいと思っております。

ただいまから令和5年度第2回長野県障がい者施策推進協議会を開会いたします。

本日は御出席いただきありがとうございます。私本日の司会を務めます健康福祉部障がい者支援課の山本哲也と申します。よろしく願いいたします。

開会にあたりまして藤木障がい者支援課長より御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

（藤木障がい者支援課長）

皆さんこんにちは。県障がい者支援課長の藤木秀明と申します。（手話にて自己紹介）

本日は大変御多用の中、障がい者施策推進協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には日頃からそれぞれのお立場から県の健康福祉行政の推進に御理解と、御協力をいただいていることに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて本日の議題でございますけれども、主な議題といたしましては次期障がい者プラン、それから障害福祉計画等の審議でございます。

次期障がい者プランにつきましては、前回の施策推進協議会で委員の皆様から頂いた御意見を踏まえて、プランの骨格となります基本理念、基本的な視点、それから施策の体系を今回提案させていただいております。ぜひ多面的な視点で御精査いただければ幸いです。

それから現在一般スポーツにつきましては、教育委員会、障がいスポーツについては健康福祉部で所管しておりますけれども、来年度からスポーツ行政を一元化して知事部局が一括して所管する形になります。

これに合わせまして現在、私どもで策定しております障がいスポーツの推進計画についても一部見直しを図っていきたいということで、その件についても提案をさせていただきます。

昨年 10 月に全部施行いたしました「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」は全部施行から 1 年経過しましたので、この間の県の取組についても御報告をさせていただきたいと思えます。

いずれの議題も大変重要な議題でございます。大変盛り沢山ではありますけれども、是非皆様方からの忌憚ない御意見を頂戴したいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします

3 委員紹介（前回欠席委員）

（山本企画幹）

Web 参加の皆様、音声の方は明瞭に聞こえてますでしょうか。聞こえているようであれば、マルのジェスチャーをお願いします。はい、ありがとうございます。

それでは、まずお手元の委員名簿を御覧いただきたいと思えます。

前回御欠席でございました大堀様と丸山様につきましては自己紹介を頂戴できればと思えます。なお、前回御欠席の宮島様につきましては、WEB 参加が遅れております。それでは大堀様から、よろしくお願いいたします。

（大堀委員）

皆様こんにちは。NPO 法人ポプラの会、長野県ピアサポートネットワーク障がい当事者の会の大堀尚美と申します。前回欠席して申し訳ございませんでした。本日はよろしくようお願いいたします。

（丸山委員）

長野市手をつなぐ育成会会長で長野県手をつなぐ育成会副会長をしております丸山香里と申します。よろしくお願いいたします。

（山本企画幹）

はい。ありがとうございました。本日は 15 名中の委員のうち、委員名簿で言いますと一番下の村松様が欠席となっております。それから、下から 3 番目の宮島様につきましては Web 参加ですが参加が遅れております。今現在 15 名中 13 名の委員の皆様は御参加いただいております、委員総数 15 名のうち出席委員 13 名で過半数の出席を得ております。よって長野県附属機関条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本協議会が成立していることを御報告申し上げます。遅れましたけど今日対面で御出席の委員の皆様は 6 名、Web 会議システムの御参加の方は 7 名の 13 名となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして会議資料の確認をお願いしたいと存じます。皆様、会議資料につきましてはお手元に御用意いただいているところをごさいますでしょうか。お忘れ等ありましたら予備がございますのでお配りしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

続きましてこの会は前回同様、公開で行わせていただいております。併せて後日県のホームページで議事録及び会議資料の公表をまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は2時間を予定しております。終了時刻は16時を目途とさせていただきます。皆様の御協力をお願い申し上げます。それでは会議事項に入りたいと思いますので、司会進行につきましては赤羽会長様によろしくをお願いしたいと存じます。

4 会議事項

(1) 長野県障がい者プラン2024（仮称）について【資料1～5】

(赤羽会長)

改めましてですけれども、今回この会の会長を仰せつかりました、松本市にありません信濃友愛会という知的障がいの方達が中心に生活をしているところの常務理事、管理者をしております赤羽信行と申します。よろしく願いをいたします。お世話になります。この後は着座でお願いをいたします。

では私も慣れないですので是非皆さんの忌憚ない御意見を沢山いただいて、会が盛り上がりたと思いますので是非そんな会にさせていただけるようお願いをいたします。よろしく願いをいたします。

では今回も次期プランに関わる重要な議題があります。皆様からの積極的な議論により次期プランが実りあるものになりますように期待するところであります。

それでは会議事項に入ります。会議事項については一括で説明をしていただきました後に、まとめて質疑応答の時間をとらせていただきます。それでは会議事項(1)から(4)まで障がい者支援課から説明をお願いいたします。

(山本企画幹)

はい、改めまして山本と申します。よろしく願いいたします。

私の方から、資料1から5につきまして順次、御説明を申し上げたいと思います。着座にて失礼をさせていただきます。

障がい者プランの策定につきましては、前回の障がい者施策推進協議会の御意見を踏まえ、検討してまいりまして、資料1から5の通り、プランの骨格に係る資料を、お手元に配布させていただいております。

それでは、順次、資料1から御説明を申し上げていきたいと存じます。

まず、資料1を御覧いただきたいと思います。次期障がい者プランの構成を簡単にお示ししたものでございます。

上の方に基本理念がございます。その下に3つの基本的視点、それから基本理念及び基本的視点に沿って具体的に取り組む5つの分野的取組。それから特に重点的に取り組む重点施策という構造が、プランの構成となっているところでございます。

また、右下の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画につきましては、今回、次期プランに包含して定めるものでございます。国の基本指針をベースとしまして、目標や活動指標を定めるものとなっておりますところでございます。

それでは、具体的に、より詳細に資料2以降で説明を申し上げていきたいと存じます。資料2を御覧いただきたいと存じます。

まず、次期プランの基本理念を記したものが資料2でございます。

県が令和4年3月に制定しました「障がい者共生条例」の前文や、令和5年3月に制定しました県の総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の施策の柱でございます「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」という考え方を取り入れて、基本理念案としてお示ししてございます。

キーワードとしましては、現行プランでも「誰もが人格と個性を尊重され」とか、「居場所と出番がある」、そういったキーワードを、そのまま次期プランでも使わせていただければというふうに考えております。

続きまして、資料3を御覧いただきたいと存じます。プランの基本的施策の方向性というべき3つの基本的視点でございます。

1つ目は、「障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現」でございます。こちらの方につきましては、資料の下の方に、現行プランの中で「心のバリアフリー」という言葉がございますが、前回の会議におきまして「心のバリアフリー」につきましては、もっと明確な表現にしていいただきたいという御意見を頂戴したところでございます。そういったこともございまして、新しいプランでは、「障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現」とさせていただきますと存じます。

それから2つ目としまして、「自ら選んだ場所で『安心』して暮らせる環境づくり」、3番目としまして「『心のゆたかさ』を感じられる生活の実現」、以上3つを基本的視点の案としてお示しをさせていただきました。

続きまして、資料4-1を御覧いただきたいと存じます。分野別施策の方向としまして、総合的に取り組む5つの分野を定めております。

順番に、「障がいへの理解と権利擁護の推進」から始まりまして、5番目の「ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実」ということで、5つの分野を分野別施策とさせていただければと存じます。

続きまして資料4-2を御覧いただきたいと思います。分野別施策についての施策の展開、方向性を、より詳細に示したものを資料4-2としてまとめさせていただいているところでございます。

資料4-2の具体的な施策の内容につきましては、参考資料2として、素案の段階でございますが、70ページほどの資料としてお付けさせていただいております。

続きまして、資料5を御覧いただきたいと存じます。こちらの方は、特に強力で推進する重点施策として4つを整理し掲げさせていただいております。現状と課題を下段にまとめまして、そこから重点的に取り組む施策を上段に掲げているところでございます。御確認をいただければと思います。

(2) 第7期長野県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について【資料6】

続きまして、資料6を御覧いただきたいと存じます。

次期障がい者プランにつきましては、障害者基本法に定める障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画と、障がい福祉のサービス見込量等を定める、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の3つの計画により構成されているところでございます。

資料6の1枚目と2枚目につきましては、国の基本指針の内容を図にまとめたものでございます。

国の基本指針で、成果目標などの考え方を示しておりまして、これを参考に、県及び市町村が第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成していくこととなっております。

国の指針の後に県の成果目標の考え方の案をお示ししてございます。具体的には、資料6の2枚目の資料になります。資料6の2枚目の資料を御覧いただきたいと存じます。

成果目標の考え方につきましては、基本的には国の基本指針となります数値目標を達成するということが念頭となりますが、県といたしましては実績があまりに乖離しているような分野につきましては、そのことも考慮して現実離れしないような目標値の検討が必要であると考えております。

そういった意味で、分類としましてAとBという分類を設定させていただいております。

Aにつきましては、国の目標値を達成することを前提とする考え方でございます。

Bにつきましては、国の目標値を参考にいたしますが、本県の実績との乖離を考慮しまして、目標値を設定させていただければというふうに考えているところでございます。

具体的には、①の「施設入所者の地域生活への移行」、こちらの方につきましては、実績との乖離を考慮しまして、目標値の検討ということでBにさせていただきたいと考えております。

他にBとさせていただきたいと考えておるものにつきましては、④の「福祉施設から一般就労への移行等」でございます。こちらの方につきましても、Bということでもよろしいのかどうかにつきましても御検討をいただければと考えておるところでございます。

資料6の後段に、それぞれの圏域ごとの障害福祉計画、障害児福祉計画をお付けしているところでございます。こちらの方につきましては、各圏域で今、作成に向けて検討を進めているところでございますので、現時点での案という形で、資料としてお付けさせていただいておりますので御参考に御覧いただければと存じます。

続きまして、参考資料2につきましては、先ほど申しましたように、分野別施策の施策内容を具体的に落とし込んでいる素案になりますので、御確認をいただければと思います。

続きまして、参考資料3につきまして御説明申し上げたいと思います。今後のスケジュールにつきましてまとめさせていただいているところでございます。

今現在、障害福祉計画等の最終報告、先ほど中間時点の案と申し上げましたが、その最終報告を市町村に依頼し、12月の末までに県へ報告してもらいたいと考えております。

それから、本日の意見を踏まえまして、改めましてプランの原案を作成いたしまして、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施しまして、その上で最終的な案を皆様にお示しいたしまして、御議論いただきまして固めさせていただければと考えておるところでございます。

以上、雑把でございますが、私の方から資料1から6につきまして御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

(3) スポーツ行政の一元化について【資料7-1】

(田嶋補佐)

続きまして、資料7の1を御覧ください。令和6年度組織改正についてでございます。

令和6年度4月から、スポーツ行政、文化財行政等の知事部局の移管に伴い、今障がい者支援課で担当しております、障がい者スポーツのスポーツ行政と一元化して、新たに観光スポーツ部という形で、一元化をしてスタートしていくという形になっております。

この組織変更ですけれども、教育委員会にあります、今、一般スポーツを、知事部局に移管しているのは全国で既に38ございます。それに伴って障がい者スポーツ、こちらについても従来の一般スポーツと一緒に取り組むというようなことで、長野県以外、現在全国で22の都道府県がこうした体制を敷いております。

このことによりまして、令和10年に開催されます国スポ・全障スポ大会（国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会）の県一丸となった推進がチーム力で調整されるというようなことを期待しております。

今後の予定でございますけれども、11月にあります定例会において条例案を答申し、条例案が可決された際に、2月には所属を含む組織体制案を公表するという形になっております。

(4) 障がい者スポーツ行動推進計画の見直しについて【資料7-2】

続きまして資料7-2ですけれども、一元化に伴って従来、私どもが持っております障がい者スポーツ行動推進計画の見直しについてでございます。

こちらについては2028年を信州やまなみ全障スポで、障がい者スポーツ大会の向かうべき道筋、施策等について記した計画でございます。こちらにつきましても、コロナ禍による障がい者スポーツ振興の伸び悩み、それから来年度計画しております組織変更、障がい者スポーツのスポーツ部局への一元化という大きな要因がございますので、それに伴う計画も見直しを図ってまいりたいと考えております。

具体的には来年1月に、この行動推進計画に関わった委員の先生方への意見照会、それから2月、またこの場でご審議いただいた後、3月に県公式ホームページで公表するというような形で現在のところ考えております。説明は以上でございます。

(4) 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例の啓発・相談支援等の取組状況について【資料8】

(大井係長)

共生係推進係の大井と申します。よろしく申し上げます。では資料8の説明をさせていただきます。

「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の啓発・相談支援等の取組状況等について」報告いたします。

令和4年4月1日に施行されました本条例ですけれども、まず啓発ということで、県民、事業者共通としては、広報媒体を活用いたしまして啓発を行っております。チラシですとか、ラジオ番組、インターネットバナー広告等を活用いたしました。

続いて研修等ですが、当課主催の共生社会づくりフォーラムを、一般県民の方も参加できるようなフォーラムを開催いたしました。また、依頼による出前講座を実施いたしまして、実施の状況については資料のとおりとなっております。

そして他業種イベント会場でのイベント出展ということで、より多くの県民の方々に条例について知っていただく場ということで、ブースを出展いたしまして、ボッチャですとか、ブラインド体験等も含めて、県民の方に体験をしていただく場を設けました。

続いて事業者向けの啓発です。令和4年の10月1日から事業者の合理的配慮の提供が義務化されたということになりましたので、改めて事業者向けのリーフレットを作成・配布をしております。裏面をお願いします。

続きまして、ともいきカンパニー認定制度の運用も同じく令和4年10月から開始しています。優れた合理的配慮を提供すると宣言した県内の事業所を認定しております。

続いて県組織内部の取組です。全庁を挙げて障がい者共生づくりを率先垂範するため、全組織共通目標を4つ設定いたしまして取り組んでおります。令和4年度は概ね達成しておりますけれども、令和5年度も引き続きこちらの4項目を重点取組として進めております。また、県職員向けの研修ということで、e-ランニングで全職員対

象に令和4、5年度実施しております。また、当事者が講師となるグループワークを含む、集合研修も、昨年度、今年度開催をしておるところでございます。

最後に障がい者差別対象相談窓口における相談対応状況です。令和4年度相談延べ件数は204件でした。延べ件数の内訳ですけれども、御本人さんからの相談が一番多く、相談内容としては、その他といたしまして「生活上の悩みや不満」、「話を聞いてほしい」などの御相談が一番多くございました。対応結果も傾聴、助言等が多いですけれども、差別的取扱い・合理的配慮の不提供等の相談内容について、相談者ご本人の同意が取れて、相手方が明確な場合は、こちらから相手方に御連絡をして、説明等をさせていただいた事例もございます。以上になります。

(山本企画幹)

はい、ちょっとすみません。

(赤羽会長)

お願いします。

(山本企画幹)

参考資料1につきましては、昨年実施しました障がいのある方の実態調査につきまして、障がい種別ごとのデータをお示ししていただきたいという話がございますので、参考資料1としてお付けしております。説明が抜けてしまいまして申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

(赤羽会長)

説明ありがとうございました。この間にもう一名、前回御欠席だった方がお入りになりましたので、豊丘村の宮島さん、御苦勞様です。初めての方に御挨拶をいただいておりますが、一言いただければと思います。お願いします

(宮島委員)

豊丘村役場健康福祉課の宮島と申します。集合時間が遅くなりまして申し訳ございません。今後ともよろしく願いいたします。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございました。県の皆様、御説明ありがとうございました。資料も前回の意見に沿って作成していただきましてありがとうございます。

では早速ですけれども、まず初めに資料のところから順を追って確認をしていきながら、後半の方は御自由にと言いますか色々御意見をいただければと思いますのでお願いをいたします。

まず、資料1のところ、ここについては資料2から細かなところを確認していければよろしいですね。

では資料2を御覧いただきたいと思います。次期プランへの基本理念の案ということとで提示をいただいております。

現行プランとも比較いただいて、太字のところは前回のところを引き継いでというようなことで御説明をいただきました。

これにつきまして皆様の方から御意見がありましたらお願いをしたいと思いますが、その前に一点お願いをいたしたいと思います。御発言をいただく場合には挙手をしていただきまして、指名を受けた後、お名前を述べていただいてから御発言をお願いしたいと思います。

Webで御参加のみなさんも画面上に見えるように手をあげていただければ、御指名させていただきますので宜しくお願いをいたします。

また委員の皆様から御意見を是非いただきたいと思いますので御意見をよろしくお願いしたいと思います。

すみません、前後してしまいました。そんなことで資料2の基本理念の案につきまして皆さん如何でしょうか。

(赤羽会長)

はい、大堀委員。お願いいたします。

(大堀委員)

はい、ありがとうございます。大堀です。よろしくお願いいたします。

現行プランのところで、「誰もが人格と個性を尊重され居場所と出番がある共に生きる長野県」というとても大事なビジョンをいただきましてありがとうございます。それに加えて、障がいがある人だけではないのですけれども「どんな長野県にな

ったり地域になったりすればいいだろうか」ということを考えました時に、やはり「生きる喜びを感じられる」ですとか、または「人との繋がりがすごく大事だな」というふうに感じております。

そういった「人との繋がり」とか「生きる喜び」みたいな言葉を入れていただければどうかと思います。提案なのですけれど皆さんに御意見をいただきながら、こういうビジョンを皆さんと一緒に作ってさらに深めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。この他に皆さん御意見如何でしょうか。土井委員、お願いいたします。

(土井委員)

はい、土井です。大堀さんの意見はとても大事なことだなと思い、私もこれを見て「居場所と出番」、とってもいい言葉なのですけれども、現行プランであってこれがやはり「出来ない」ということでしょうか。

また次期プランについても同じ言葉が入ってきている、そんなに成長がないのかなとちょっと感じられます。「居場所と出番」ができてきたのだったら、「居場所と出番」がこう続けるとかっていう言葉になってくるのか、でもこれでたぶん「居場所と出番」がコロナもありますし、なかなかそれは達成できなかったことなのだろうな、人との繋がりとかっていうのは大事だなと思いました。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。事務局、その前のところからのこの太字のところを同じ形でこう行くところの何か、前回のところの感想的なところですか、もう少しここ、今回また同じ言葉で持ってきたあたりを少し説明いただけますでしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい。「居場所と出番」という言葉は、今年の3月に策定しました県の総合5か年計画の中でもキーワードとして採用している言葉ですので、それも踏まえて非常に大切な取組だと思っておりますので、計画案においてもこの言葉を採用したらどうかという事で提案させていただいております。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。それを受けまして皆様如何でしょうか。

進行でもありますが少し発言をさせていただければと思いますけれども、私もこの「居場所と出番」は大事な言葉だなとは思いました。

その時に出番は言い方を変えると個性だったりするところが周りに認められてとか、最近はもちろん障がいも様々な障がいもあれば、ジェンダー的な課題もあれば、色々なところも含めた、それを「個性としてその方達の」という意味が、もっとう深くあればいい言葉なのかなと思ったところと、居場所につきましては8050（問題）から、引きこもりも最近色々見ていくと、そこに発達障害・知的障がいを持たれた方も中には居られたり、それから老老で本当になんとか、夫婦や親子でやっている方も中には居られたりという場合の、止むを得ずの居場所もあるのだろうと。そういったところで居場所。単に居場所ではなくて、本当にそこが良い方と悪い方と言いますか、両面をしっかりと踏まえた上での誰でも居場所というふうにしっかりと捉えていっていただけたらいいなという感想を持ちました。

他に皆さん如何でしょうか。はい、二宮委員お願いします。

(二宮委員)

二宮です。障がい種別によって捉え方が違うと思うのですが、聴覚障がい者の場合は「居場所」はなく、聴覚障がい者は「空気」みたいなもので、周りの人とコミュニケーションがとれず、自分だけが取り残されているよう状況になっている、他の人と交われないということがあります。

また出番についても、コミュニケーションがとれないために回りの状況が把握できず、「何をしたらいいのかわからない」ということがあります。

そういう意味で、聴覚障がい者にとっては「居場所と出番」があるという言葉は非常に重く、意味のある言葉だと思います。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。

確かにそれぞれの立場で見ると、またこの「居場所と出番」というところも色々またこう課題や希望と言いますか、そんなものがあるのだなと思うところです。

他に皆さん如何でしょうか。はい、では今の二宮委員の言われたこと、大堀委員も言われた希望的なところも踏まえまして、そういった意味も踏まえた上で、こういう方向でここではこんな形でお願いしたいと思います。

続きまして、これから少し具体的なところになっていこうかと思いますが、次期プラン案の基本的視点の案についてというところで、先ほども御説明がありましたように、前回の会議のところの心のバリアフリーというところを、今回具体的にというところで権利擁護と共生社会の実現というところで、そこを置き換えたところで案を出していただいております。

ここにつきまして何か皆さんの方から御意見がございましたらお願いしたいと思います。はい、榊原委員お願いいたします。

(榊原委員)

はい。清泉女学院大学の榊原です。障がいがある人の権利擁護と共生社会の実現、前回の心のバリアフリーに関しては私の意見を反映していただいたものだと思います。これについては本当に感謝いたします。

この権利擁護という言葉については今後、合理的配慮の提供が事業者に義務付けられるということなども踏まえた上で、そうした障がいのある方の権利がこの先守られるということの意味する言葉としては非常にいいかなと思いますので、私としてはこの意見に賛成いたします。ありがとうございました。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。他の皆様如何でしょうか。はい、大堀委員。お願いします。

(大堀委員)

ありがとうございます。大堀です。現行プランの1番の「共生社会の実現を目指して」というところなのですが、本当に障がいを理由とした不当な差別的取り扱いや虐待を受けることが無いようにすることと、またそこにもし加えていただけるとするならば、「社会的障壁を無くす」というところが合理的配慮に当たると思いますので、もし加えていただければと思います。ありがとうございました。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。

そこに社会的障壁・合理的配慮というようなニュアンスの言葉、是非お願いをしたいというところですが、これも意見として事務局の方でお願いをいたしたいと思いません。他の皆様如何でしょうか。

私がいっぱいしゃべっているといけないのですが、でもなかなかこの権利擁護と共生社会の言葉はとても大事な言葉であって、共生社会というところは本当に難しいなと思うところでもあります。

当事者の方達だとか、それを支えている私たち支援員の立場のところと、それからいわゆる共生をしたい、一般という言い方はいけないですが障がいのある方ない方というところの、こちら側からだけのアプローチばかりではなくて両方からのアプローチの時の、共生社会というところのプランにはどんなものがとか、そういうことをいつも考えたり、いつも当事者の方たちがお願いとやりながら行くところを何とかどうしたらいいのかなという感想ですけれどそんなふうにもいつも思うところです。

私、前回の時ちょっと最後にどうしても今教育のところが気になるよと、いうことを発言させていただきました。この2番のところの「保険、医療、福祉、教育、労働など」という辺りのところに確かに、ここに出た言葉はどれもこれも大事な言葉だなと思うのですけれども、私はいつもこの中で教育というところが本当は教育があって、その傘の下に色々なものがあるべき流れが大事じゃないかなと思うところがあります。

例えばですけれど、うちの事業所に先日、信州大学医学部の今年の1年生が毎年何人か、何十人かといいますが松本圏域の色々な所に実習に来るのです。

うちの障がい者施設にも全く福祉を知らない、これからドクターになろうという方達が実習に来る時に、知的障がいを見て驚いていく訳です。

でもその人達がこれから医療の世界を背負って、障がい者の方達の医療にも関わる時に信大でまず初めに医学を学ぶ前に地域の老人や障がい者の所に実際にいってそこに学ぶという姿勢はいいなといつも感じています。そういう人がドクターになってくれるという安心感はいつも感じていまして、うちもいつも実習を受け入れるようにしております。

そういった意味でやはり医療と教育を、ここに平行で並びますけれども医療の前に教育があつての障がいがある人ない人の、その方達が社会に出て行って共生社会を実現出来ていくという、そんなイメージを持っておりまして、この後に出てくる具体的なところにも、特別支援学校も含めた学校の教育での障がい福祉の取扱いがすごく大事ではないかなというのが、最近どうしても施設にいて地域の方達をショートステイや実習で受け入れると、とにかく教育のところが気になって、その子達がまた卒業して排出されてくるのでそういう時に教育のところでもいい生活が出来ていければ、あまり重度に強度行動障がいにならずに出てこられる方が多いのではないかと感じたりしています。

すみません、ちょっとべらべら長く言いましたが、なのでこの文面はいいのですがやはりそのどこかに教育のところは是非大きく捉えて欲しいというのが私の希望のところでもあります。

すみません長く話しました。他の皆さん如何でしょう。佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

はい、ありがとうございます。赤羽委員長の今のお話はとても大事なことだと思っています。それで共生社会の実現に向けてはいわゆる障がいのある人達も、そして健全の人たちもやはり一緒になって作っていく社会という位置付なのですよね。ところが今教育のお話で出ましたけれど、教育の関係で言うと県の教育のいわゆるインクルーシブ教育というのが本来そういう制度なのでしょうけれども、私のこどもに障がいありますからインクルーシブ教育、ユニバーサルな教育というのを求めて「皆違って、皆いい」それを認め合う学校教育というのをちょっと求めてきましたが、インクルーシブ教育ではなくて、いわゆる義務教育においては「インクルーシブな教育」というようなそういう言葉が今入ってきているのです。インクルーシブな教育、ただ本来インクルーシブな教育というのはあるのかなとずっと悩んでいたりして、専門家にも聞いているのですけれど、適切な答えはいただけないのですが、まあ「長野県らしさなのだろう」かなというような言葉も言われているのですけれど、本来は障がいのある側の方からの立場だけではなくて、さっきおっしゃったようなそういう教育を求めていくというところで、インクルーシブ教育というのを前進していかなければならないのではないかと考えているのです。

ちょっと今の長野県教育、それから子供子育ての計画の中でもインクルーシブな教育というところの文言が気になっているのが私の中での気持ちです。

なので、そこを法律は法律でちゃんとありますので、制度の中でやっていかないといけないなと思っています。ただ教育というのはやはり原点になるのかなと思います。以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございます。確かに最近インクルーシブというところはとてもよく福祉でも様々なところから出る活字かなというところですので、心のバリアフリーと同じで何かインクルーシブと上げてしまうとそれでいいようなところがあるのですが、実はそこにもしそこに「～的な」とか、今の長野県流みたいなのが、もしあるようならそこは具体的なところがとても必要なのだろうということかなと思いました。

今の事でもその他のところでも資料3のところ如何でしょうか。

はい、宮島委員お願いします。

(宮島委員)

お世話になります。2で「自ら選んだ場所で『安心』して暮らせる環境づくり」という所ですけども、地域社会との関わりというのも凄く大事だと思われるので関係機関という形かどうかはわかりませんが、地域社会という言葉を入れていただけるとよいのではないのでしょうか。以上です。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。今のご意見は如何でしょうか。地域社会との関わりというようなニュアンスの言葉は如何でしょうかというところですが。

では、ここのところも。今回施設の代表の方も沢山居られる中で、特にこの施設がこれからどうなっていくかという共生のところで地域の関わりというところは更に大事なところだと思いますので、またここを御一考していただければと思います。

その他は如何でしょうか。

では大筋の所ではこういったところで、基本理念と基本的視点の部分ですので、この少ない言葉の中にも色々詰まっているというところでは、やはりこの文面的な所はとても大事なことかなと思いますので、そんなところで御一考していただければと思います。よろしく願いをいたします。

続きまして更にそれが具体的になりまして、資料4のところになります。4-1のところになりますが何か皆さん気になるところとかございますでしょうか。

分野別として5つの分野で別れたところになっております。如何でしょうか。

(赤羽会長)

はい、大堀委員お願いします。

(大堀委員)

ありがとうございます。

共生社会づくり条例の委員さんにお聞きしてみました。「選挙に自分たちが投票したり、選挙に行く為の支援がちょっと欲しい」という御意見をいただきました。

社会参加の中心のなかに、やはり当事者感覚というところも大事ですし、またそういった情報コミュニケーション支援の充実のなかに、例えば選挙がしやすい仕組み作

りとか情報があると良いと考えます。例えば国がきっちり、投票がスムーズにできる投票システムとかがあると良いです。今はインターネットでも、国は実施しておりませんが、障がいがある人もより選挙、投票できるようにというような支援を入れていただければと思います。

ちょっとここに入るかどうか分かりませんが、社会参加のなかに選挙の投票は重要だと思いますので述べさせていただきました。ありがとうございます。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございました。

事務局、選挙に関わるようなところというのは、全体的にはどこかとか如何でしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい。参考資料2を見ていただきますと選挙の関係も盛り込ませていただいております。

ただこの分野別施策のところそこまで書いていくと他のところとのバランスがあります。全体の中には入れさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

(赤羽会長)

はい。わかりました。

ではまた、その言われた確かに資料的などの全体のバランスのなかでそこがこの分野としてどこまで入れられるかっていうところは、是非ご検討いただいたりして、別のところでは入っているというところで、御意見が出ましたのでまたそこも再確認を是非お願いをしたいと思いますので、お願いをします。

他には如何でしょうか。

資料4-2も合わせて具体的なところが挙げられておりますけれども。
榊原委員お願い致します。

(榊原委員)

はい。清泉女学院大学の榊原です。

(榊原委員)

4の(4)ですね。情報・コミュニケーション支援の充実というところで、バリアフリー情報の提供のサイトを作りますということが書いてありますけれども、これは是非、専門家か当事者の方の意見を反映してこうしたサービスを作っていただければいいかと思います。

私も情報バリアフリー、アクセシビリティを専門にしておりますので、お手伝いできることは沢山あると思いますので、こうした利用者や専門家の方で反映したサイト作りをしていただければと思います。

よろしく願い致します。

(赤羽会長)

今の御意見どうでしょうか。より分かりやすい都市づくりというところですが。はい、そこも是非御検討いただきたいと思います。

その他には如何でしょうか。

はい、宮島委員お願いします。

(宮島委員)

豊丘村の宮島です。お願いします。

5番のライフステージに応じた切れ目のないサービスの基盤というところなのですが、やはりサービスに繋がるまでの間の対応というのもすごく大事だと思われまますので、相談体制の充実というのをまずどこかで入れていただけると良いのかなと思います。以上です。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。

(赤羽会長)

田中委員、すみません指名的なところですが。相談関係のところでは南信の方でやられているかと思いますが、その辺のところでは今のところ相談関係の文面をというところでは如何でしょうか。

(田中委員)

お世話になります。南信地域の田中です。

相談支援体制というところでは、毎年新しく相談支援専門員初任研修、それから現行や関わっていただいている方の現任研修というところでは、南信地域でも多くの方が受講されております。

本年度の初任研修者が十数名。それから現在も研修中ですが、現任研修ということで後進の方々が二十三名おられます。また主任相談専門員というところで、毎年一人から二人というところでは、ちょっと応じるというところでも行われております。

ただ現任研修で更新をされる方々の事務所の体制によっては、実質、相談支援に携わらない方々もいらっしゃるというところがありますけども、南信地域でも実際相談支援をされておる方、それからデイサービスのご利用をまた新たに検討されている方というところでは、なかなかその相談員、相談支援専門員さんが十分に対応、地域の方に対応できるかというとなかなか厳しい面もあったりということがありますので、その辺りが事業所のなかでの対応にもなりますけれども、現行皆さん交渉されるなかで、力が発揮できるような体制作りというところも必要になってくるのではないかなと思っております。

また各事業所の方で相談支援体制をとっていただくなかで、困りごとというところでは、当支援センターの方でも対応させていただいたり、その際主任相談支援専門員の方でも対応させていただくというような、その方向でもありますので、はい、またそんなところで、支援センターの方でも関わっていきたいと思っております。

(赤羽会長)

すみません、ありがとうございます。急に指名しまして申し訳ありません。そんな、事務局、相談というところの項目については如何でしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい、相談については、2番の(3)を御覧いただきたいですけれども、地域生活の充実の中に相談支援体制の充実というものを入れさせていただいております。この2番の地域生活の充実というのは色々なサービスの提供基盤の整備や、相談の関係をまとめさせていただいています。2番へ掲載をしておけばいいのか、5番に持ってきた方がいいのか、御審議いただければありがたいと思います。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございました。

すみません、私も見逃しておりましたが、2の(3)のところでは触れてありますので、今御説明いただいたようなところで、これについても障がいのところも、相談

支援専門員のところですか、総合センター、基幹センター、行政の窓口でしたり、そういったところでの相談のあり方のところも、今後ますます大きくなっていくところがあるのではないかなというところと、それから松本の圏域もそうですけれども、色々な相談の事業所が、なかなかこう資金の状況のところで閉鎖していくところも出てきている状況もありまして、そうすると一部のところでかなりの人数を背負って相談を見ていくような状況も、近隣のところにもあったりすることも含めて、色々ここも課題があるのではないかなと思いますので。

是非そんなことで、項目はここにございますけれども、そういう意味合いでは是非また御検討をいただければと、お願いを致します。

その他は如何でしょうか。二宮委員お願いします。

(二宮委員)

二宮です。「施策の展開・方向性」という項目のところ、私のイメージからいうといくつか気になるところがあるのですが、例えば情報・コミュニケーション支援の中に【軽度・中等度難聴の補聴器助成】という言葉があります。助成という言葉が2つ位あると思うのですが、何とかの支援とか、何とかの強化と同じ横並びになっていて、施策の展開・方向性として助成が盛り込まれていることに違和感があります。大項目・中項目・小項目があり、小項目が何とのかの助成というのではなく、もうちょっともっと更に小さい意味で細目ということになるのかなと思います。

本当にたくさんの助成制度がありますが、その2つの助成を取り上げて資料に載せてあるように見えます。

軽度・重度の難聴の補聴器についての助成というのは、助成というよりは支援という大局的な言い方に変えることが出来ないのかなと思ったりもします。つまり、小項目というよりは細目の方がしっくり来ます。他の小項目の内容とマッチしていないなと思います。いかがでしょうか。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございました。私もすっかり全部読み込めてなかったり、また戻ったり、まためくったりみたいなことをしながら、ここの段階がどうなっているのが、ちょっとすっかりまだ頭に入らないところもあるのですけれども、そんなところとその言葉の今の使い方あたりのことは、たまたま例として助成というところはそういう形で使い方どうでしょうということですが、事務局如何でしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい。ご指摘ありがとうございます。この表現の仕方については全体のバランスをみて、助成がいいのか支援がいいのか検討させていただければありがたいと思います。

(赤羽会長)

ありがとうございます。じゃあ是非そのところも。助成というところだけではなくかなとも思いますけれど是非そういうところで御検討をいただければと思います。

佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

では2点なのですが、9ページのところの1の障がいへの理解と権利擁護の推進の1つ目の丸の障がいに対する理解を図る取組のところなのですが、これは精神障がいのある方達、発達障がいのある方ということの次に障がいのある児童生徒ということで全般的な言い方ですが、ここは全般的な意味で捉えて障がいとしたのですか。知的とか身体とかではなく、そういう意味でよろしいですかというのが一点です。

それから13ページの(3)の教育・養育体制の充実の④なのですが、これ地域養育機能の強化の中に「リハビリ等の訓練機関の充実」というのを入れていただきたいです。

今、発達障がいのお子さんが増えてきている中で成人もそうですけれども、リハビリを受けられる機関というものがとても限られておまして、それにかかるドクター、それからリハビリできる作業療養士もとても少ない中で、その関係を入れていただけると大変ありがたいということです。これ要望ですけれども。以上でございます。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。今のリハビリのところは他に項目的にどうなのかというところと、その今の要望を是非お願いをしたいというところと、もう1点は資料4の2の9ページのところの、児童のところを障がいとまとめてあるところのこの辺とこの内容のところを事務局いかがでしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい。最初に御質問いただいた障がいのある児童・生徒への理解促進という部分については、特に障がいの種別を分けて記載している訳ではないので、全ての障がいがあるお子さんということで記載させていただいています。

(赤羽会長)

はい、佐藤委員良いですかそれで。

(佐藤委員)

はい。

(赤羽会長)

大堀委員お願いします。

(大堀委員)

ありがとうございます。NPO 法人ポプラの会の大堀です。

全般、例えば1番から5番というか、4の1のところでは全部に近いところで「ピアサポート」という文言を入れていただきたいです。

ピアサポーターはもちろん精神障がいだけではなくて、他の障がいの方もやはり障がい別のニーズがそれぞれ違ったりします。例えば地域生活の相談支援が必要な方、精神科病院に入院されている方もそれぞれの障がいの特性に合わせてニーズも違いますし、障がいを持っている方々の普及啓発や施策提言もそれぞれ大事だと考えます。ピアサポートの養成・育成とかも重要です。来年度から特に国とか長野県もピアサポーターの養成研修などに力をいれてくださると伺っています。

現在もそうした活動が広がっているので、是非当事者もそこに参画して一緒に働いたり権利擁護したり、相談支援に関わるというところでは是非当事者の障がい理解とかニーズの把握というところでもピアサポーターを、どこかに位置付けていただければと思います。よろしくお願いします。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。私もすっかり分かってなくていけないのですが、ピアサポーターは全体、広くに関わるのですね。私分かってなくてすみません。

(大堀委員)

ありがとうございます。4の1のところのどこに入るのかなと、そこはちょっと分からないのですが、障がい児の理解と権利擁護の推進にももちろん有効ですし、1番の地域生活の充実でもしっかり相談支援としてですとか、ニーズをサービスに反映させたり、また障がいのある当事者が相談支援を行うこともとても大事なことなので、3番にも関わったり、4番にも関わったり、5番にも関わるので、何処かにピアサポ-

ターという文言を入れて頂きたいと思います。他の障がいを持っていらっしゃる方や支援者にも御意見いただいて、何処かにピアサポーターの活躍とか育成とか入れていただければと思います。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。事務局ピアサポーター、サポート辺りのところはいかがでしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい。ここの7ページの分野別の施策の骨格にはピアサポートということは入れてありませんけれども、本文の方ではそういったことを入れていきたいと考えておりますので、御理解いただければありがたいと思います。

(赤羽会長)

はい。分かりました。また御検討ください。その他は如何でしょうか。

では、続きまして資料5のところですか。重点施策の概要案(1)、(2)のところですが、ここのところで何か御意見ございますでしょうか。

はい。友野委員お願いします。

(友野委員)

はい。施設協議会の友野です。よろしくお願いします。お疲れ様です。

資料5でいいですか。

(赤羽会長)

はい。

(友野委員)

はい。2の「地域生活を支えるサービス基盤の充実」という項目の中でプラン等も色々含ませていただいたのですが、地域生活支援拠点という言葉は、これの強化という部分が重点実施とお伺いしています。

私共、障害者支援施設の地域において、こちらの5つの機能ですか、相談、緊急時の受け入れ、体験、そして専門的な人材の確保の養成、それから地域づくりという5つの機能をお伺いしているのですが、やはり県の方でもこういうプランを見直していくという中で、私共も加入する、全国の身体障害者施設協議会というのがある

のですけれども、先日その中で色々話が出ていまして、そこにプラスして3つの機能、一つは権利擁護、そして災害時の支援ですとか、また居宅支援というようなことも、障害者支援施設の方でも地域の貢献、協力という形では十分出来ていくのではないかと、その様な話になりまして、このプランに挙がっている地域生活支援拠点という部分についても、私共、障がい者支援施設、新しい形として5つの機能プラス今、申しました権利擁護ですとか、災害時の支援ですとか、居宅支援というものも実施していきたいような体制を作っていきたいかなというような話も出ておりました。

ということで今言いたいのは、ここでこういう計画の中に挙げた部分について、さらに協力できるような体制も、私共も作っていきたいと考えている次第です。今回この重点施策項目を見て感じた部分は以上です。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。

身体障がい者施設の皆様のお集まりのところに出た3点のところ、権利擁護については色々ところで、ここでもたくさん触れられていたかと思しますので、事務局、災害時の支援について、それから居宅の支援についてという辺りのところでは如何でしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい。災害時の支援につきましてはページ戻りますけれども、7ページの分野別を御覧いただきたいと思えます。7ページの3番で「安全に暮らしやすい地域づくり」、この中の(1)の②に防災・災害発生時の支援を分野別のところに入れ込みをさせていただきます。

それからもう一つ後半の居宅の支援については、同じく7ページの2番の地域生活の充実の(1)の中で、ここでいうところの障がい福祉サービスというのは施設サービスだけではなくて、居宅サービスも含めて障がい福祉サービスとしていますので、居宅サービスの質の確保向上をこちらの2番の(1)の中で盛り込ませていただいています。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございました。その災害時、居宅の支援あたりのところはこれもまたきっと種別ごとの色々、様々な課題もあると思えますけれどもそれも含めまして御検討をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

はい二宮委員

(二宮委員)

二宮です。資料5の1「共生社会の実現へ向けての取組の強化」というところで一番最後の(差別解消の推進)というキーワードについてなのですが、差別という言葉はとてもマイナス言葉なので、権利擁護の推進とか、なんかそういう言葉を使った方が、マイナスイメージがないのかなと感じました。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。

そういったところからも大事な印象を与えるのかもしれないですが、この辺のこう、マイナスの文言のところも内容によってはそれが必要な文章もあるのでしょうか、こういった大見出しのところですがそういったところではまた是非御検討というところで、お願いしたいと思います。

他には如何でしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしましたらちょっとプリントを進めて行きたいと思います。

資料6、全般のところですが、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に関わる国の指針からの見直し」ということで、それを受けた県・市町村を参考にした資料を出して頂いてあります。A・Bというところで分けて、国に沿って行くところと、県としての新たな状況に沿った数値とする区分というところで、分類ということかと思いますが、この資料6のところについて、特に先ほどBと分類したところについては如何かということで御説明があったかと思うのですが、皆さんの方から御意見は如何でしょうか。まずこの分類で上げていただいたBで設定した辺りのところ「こんな形で考えていますが」という事で説明ありましたけれども、皆さん如何でしょうか。

(榊原委員)

いいでしょうか。

(赤羽会長)

はい、榊原委員。お願いします。

(榊原委員)

はい。清泉女学院大学の榊原です。先ほど B について御説明いただきましたけども、これは現状・実績の乖離があって目標値を検討しているという事なのですけれども、長期的に見れば達成していかなければいけない目標値だと思いますので、現状の単年度の目標とは別に長期的にこういうふう目標値まで持っていくという施策はあるのでしょうか。長期的な視点があれば教えてください。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。B という設定のところでも長期的なところでは如何かというところですが、事務局如何でしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい。それではまず、①の「施設入所者の地域生活移行」この目標値の考え方なのですけれども、長野県の場合、皆さん御存知のとおり全国に先駆けて地域生活移行を進めておりまして、取組を始めた頃は全国よりも速いペースで地域生活移行を進めているので、国に目標数値を決められてしまうと、本県の目標数値としては馴染まないのではないかということです。全国平均を上回るスピードで進めて来たが故に、今はそのスピードが鈍化しているという状況なので、そういう点からするとむしろ長野県独自の数値を採用した方がいいのではないかという事で、提案をさせていただいた次第です。

(赤羽会長)

はい。

(榊原委員)

はい。ありがとうございました。現状の国が示す数値の出し方がちょっと悪いのかなというのはちょっと自分も分かりました。はい、ありがとうございました。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございました。そのほかにご意見如何でしょうか。

(丸山委員)

はい。

(赤羽会長)

はい、丸山委員。お願いします。

(丸山委員)

すみません。35 ページでもいいですか。まだこれは圏域計画なのでもうちょっと先の話か、木曾圏域のことですが、よろしいですか。

(赤羽会長)

はい。

(丸山委員)

いいですか発言して。

(赤羽会長)

はい、お願いします。

(丸山委員)

はい。すみません。木曾圏域の福祉計画を見せていただくと、ちょっと2の施策の方向性のところになかなか厳しいことが書いてあって、「少数の利用者が点在しているため障害福祉事業所の展開が難しく、社会資源も乏しい傾向にある。各町村で対応困難な施策は県域単位で取り組む必要があるが、広い県域をカバーするには数多くの課題が残ります」と書いてあって、ちょっとこれだと施策の方向性は読み取れないですが、その次の成果目標を見ますと、令和3年度よりも8年度の目標値がちょっと少なくなっているような状況があって、それをどういうふうに理解したらいいのかが、ちょっとわからなかったのですけれども。木曾圏域では高齢と福祉の環境を向上させていこうという計画になっていると思うのですが、ちょっと資料からそれが読み取れなかったので教えていただきたいと思います。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。途中経過のところの各圏域からの資料かという御説明でしたけれども、事務局如何でしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい。御指摘ありがとうございます。私共も各圏域で作っていただいたこの計画の(案)を、そのまま今回この協議会に提出させていただいている状態ですので、更に中身をしっかり見させていただいて、不十分なところ、或いは目標の設定は、圏域によってかなりバラツキがありますので、整合性をとれるように、各圏域の皆さんと意思疎通をして次回の最終案の時にはしっかりとした内容で提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(赤羽会長)

はい。

(丸山委員)

ありがとうございます。

(赤羽会長)

ありがとうございます。県下のところは県域もこう広く数もあるので、ここはやはりいつも大変だというようなところを相談関係の報告からもよく聞いたりしております。次回そんなことでまた整理をお願いします。

(土井委員)

すみません。

(赤羽会長)

はい、土井委員お願いします。

(土井委員)

土井と申します。施設入所者の地域生活への移行のところにちょっと戻るのですけれども、全国に先駆けて移行を進めていたというのは、本当に素晴らしかったなと思うのです。

それはスピードが鈍化しているということで、少しパーセントをとっているというところなのですけれど、全国に段々合わせようってことなのか、それともあまりにも早すぎたから少しは遅いけれど、それでも全国の先を行くんだという気概があるのかどうか、何と言うか、将来的には全国のところに合わせていくのですよというつもりだとちょっと残念だなと。折角早く始めて色々、西駒郷とか頑張ってきているのに、こ

れはどういう事なのか、ちょっと数字を見ただけではイマイチよく分からないですけど、その辺のところは県としてはどういうふうに思っておられるのかお聞きしたいです。

(赤羽会長)

事務局。お願いします。

(藤木障がい者支援課長)

私の説明が言葉足らずで申し訳ありませんでした。

あくまでも長野県とすれば全国に先駆けて地域生活移行を進めておりますので、その方針には変わりありません。

地域移行を希望される方には、しっかりとサポートして進めて行きたいと思っておりますけれども、国が示している成果指標が、全国平均を使っているので、過去に進めた都道府県は、目標として全国平均を使われると厳しいということです。仮に今回この目標値を下げたとしても、今までの累積を勘案すれば、全国に先駆けてやっていますので十分な数値になると考えております。

(土井委員)

わかりました。

(赤羽会長)

ありがとうございます。そのほかに如何でしょうか。はい、大堀委員。

(大堀委員)

はい、ありがとうございます。NPO 法人ポプラの会の大堀です。

④の「福祉施設から一般就労への移行等」というところで、成果目標を B にしてくださったのですが、だいぶ国と倍率が違う、例えば一般就労への移行者数とか、県は 1.28 倍、国の方は 1.73 倍と大分その下のエまでも大分数字が違うのですが、それは何か理由があって長野県だとそれが難しいという何かそういう状況があるのか、理由があるのか、あ、ごめんなさい、これ県でしたね、ごめんなさい。逆でしたすみません。大分、だから県の方は今の話逆でしたね。申し訳ないです。大分進んでいるのですが、そこら辺のところは就労移行の方がどんな状況なのか教えていただければありがたいです。申し訳ありません。

(赤羽会長)

はい、事務局、如何でしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい、22 ページの④の一般就労への移行と数値目標の関係で御質問いただきました国の指針で示しているのが左側になります。

国が現行プランで達成出来なかった分は上乘せをして次期プランでやってくださいということになっています。長野県の場合は、どの目標値をとっても国の指針より高い数字になっているという理由は、現行プランで達成できなかった率を加算しているためです。

従いまして、国が求めているとおり、もし次期プランで目標設定すると、Aについては、まだ現行プランで未達の部分を加算するので、1.73倍という高い率になります。

私共も一生懸命、一般就労に向けて取組はしているのですが、なかなか現行プランで立てた目標の達成が厳しい状況の中で、更にそれを加算して目標設定した場合に、実現不可能な数値目標になってしまうおそれがあるため、一般就労の関係については、長野県独自の目標設定をさせていただきたいということで、提案をさせていただいたものです。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。今のところは如何でしょうか。

知的障がいの方達のところでは、特に就労のこのAとB、特にBのところとそれから、それよりも少し重度的な方の生活介護のところのその境が、やはりちょっとこう混在になっていまして、それぞれの事業所では収益を上げろということでは言われるのだけれど、なかなか生活介護に近いような状況もある中での、その仕事と利用者さんの支援と、業務の遂行と、工賃アップのところは、本当に大変なような状況があって、ここのそもそもの、この辺はきっと計画相談のところも入ってくると思うのですが、その方達の元々のそのBなのか生活介護、B適当なのかAを目指していくのか、移行なのか辺りのところの、この根本的なところも、この裏のところには課題が大きくなるのではないかなと思ったりしております。

はい、ではそういったところが検討してあるというところでよろしく申し上げます。その他如何でしょうか。

はい、では色々細かなところはあろうかと思えますけれど、ちょっと一度皆さんにも、もう一度聞いた上で(3)とかを進めてまいりたいと思えますが、今の(1)、(2)までのところで是非また、立ち戻っていただいてもいいですので、御意見を皆さんの方から少しずついただければと思えますけれど、まず上原委員、どこの部分でもいいですし感想でも構いませんので是非一言いただければと思えますが、如何でしょうか。

(上原委員)

ありがとうございます。長野労働局の上原と申します。

私共の方ですと、障がい者の雇用分野の方での関わりがありますので、基本的には就労の関係でお話をお聞きしておりました。

理念の方まで行ってしまうかもしれませんが、障がい者の差別禁止の部分ですとか、合理的配慮というところでは、割と苦情といいますか、相談といいますか、そんなことが普段から寄せられてきているのと、あと来年の4月から差別禁止法の方で、事業主に対する合理的配慮が、今まで努力義務だったのが義務化されるということで、合理的配慮というキーワードに事業主は、大分関心を寄せられているなという感触があります。

長野県はもう条例の方で進められているということなので、県内の事業所の意識は高まっているのではなかろうかとは思うのですが、今回プランを見ながら特に意見ではないのですが、来年に向けては改正の部分もあって、合理的配慮とか、差別禁止というところで、関わりが多くなるのかなという印象を持って皆さんの御意見を聞かせていただきました。以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございます。武藤委員、何かお感じになったところ、どこからでも全然構いません。お願いいたします。

(武藤委員)

基本的理念とか、よくまとめられていると思うのですが、先ほど二宮さんもおっしゃいました、差別という言葉がちょっとマイナスのイメージがあるという、やはり言葉って本当に大切なと思うのですが、人権擁護とか、コンプライアンスとか、今までちょっと一人ひとりが何かしていかなければ難しいとは思っています。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。でも、言葉はきっと大事で、これが子供達に言う時に、差別しないようにと言うよりも、「もっとお友達のいいところを」とか、何かそういうのが県下にいっぱい広がるようなところにも、この次期プランが、そういうところでもリンクしていればとてもいいのではないかなと思いますので、武藤委員のおっしゃることだなと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(赤羽会長)

そうしましたら web の方のところから長沼委員いかがでしょうか。何かご意見を願います。

(長沼委員)

私、長沼ですが呼ばれましたか。

(赤羽会長)

はい、お願い致します。

(長沼委員)

すみません、通信状態が良かったり悪かったり、なかなか聞こえないときがありまして、Web は非常にありがたいのですけれども、今後もうちょっと環境を整えていただければありがたいなと思います。聞こえますでしょうか。

(赤羽会長)

はい、今は大丈夫です。

(長沼委員)

すみません、全体の流れが若干掴みにくいのですけれども、少し細かいところに入ってしまうので、よろしく願い致します。

(赤羽会長)

はい。

(長沼委員)

最初からお話がありました基本理念とか、その後の基本的視点という辺りは非常に良いところだというふうに思っております。

私の担当と言いますか、この会に呼ばれたのは重症心身障害の児・者及び医ケアの児・者に関する部分を、一緒に考えたらいいいということだと思っておりますけれども、これを見せていただきますと、医ケア児に関しての基本的なところ、大筋では全く問題ないと思います。

全て網羅されていて、ちゃんと言葉が入っているのですけれども、どこまでやるかというか、どういうことが必要なのだということは、なかなか細かく書かれてないです。

今まで取り上げた部分よりもっと先の、例えば 73 ページとか 76 ページとか 111 ページの辺りを見ますと、具体的に短期入所施設が必要ということがいくつも書いてあります。

医療的ケア児が安心して暮らせるように医療的ケアや、短期入所事業を進める。そういう場所を設置するということがいくつも書かれています。

これはすごく良いことだと思うので、県としては進められなければいけない部分だと思うのですけれども、その先の長期に渡る入所施設というのが、これから非常に逼迫してくると思われま。

長期入所を受けていただいているのが、松本医療センターと東長野病院とそれから小諸高原病院。大人も入れるのはこの 3 つです。他の地域においては、多分まだ逼迫してないと思いますが、それが無い、特に南信の方では、もうすでに逼迫しております。

ですので、長期の入所施設について、是非、具体的なところで入れていただく必要があると思っております。

この中に障がい児の、中長期の入院のところもあるのですが、そこを卒業した後どうするかという問題も書かれていて、障がい児入所施設からの移行調整の取組と推進なんて書かれていますが、長期の入所が必要となる重症心身障がい児のことだと思えます。

少し長くなってしまいましたけれども、要は長期入所施設の視点が是非必要になるので、何処かに書いていただきたいと思えます。

例えば、「現在は短期入所施設の取組を充実させているけれども、いずれは長期まで、見越した上で整備をしていく必要がある」という様な書き方をしていただくと良いと思えますので、御検討をお願い致します。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。

ではまた事務局、検討をお願い致します。

ありがとうございます。

では、小岩委員、如何でしょうか。はい、千曲市の小岩委員、如何でしょうか。

(小岩委員)

はい、すみません。やはりちょっと音声の方が途切れ途切れになってしまっているところがあって、なかなかちょっと聞き取れないところがありまして申し訳ございません。

やはりこの3計画につきましては今、千曲市の方でも県と同様に改定作業を進めているところです。

それでやはり先ほど数値のお話もありましたけれども、こういった数値につきましては、地域性もあったりして、なかなか難しいところだなと感じております。

それとあと行政としましては、法の改正だったり、合理的配慮であったり、あと情報アクセシビリティの関係です、この辺りのところを上手く計画の中へ取り込んでいければいいのかなと考えております。

また市町村の方では、県のこういった今、策定中の計画などと整合性を取りながら今進めているところです。はい、そんなことで以上になります。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。そんなところまた検討を是非お願いをしたいと思えます。

ではちょっとまたもう一度戻ります。次に(3)のところについて、障がい者スポーツ関連のところについて出させていただきました。資料の7-1、また2の辺りのところですが、これについては皆さんいかがでしょうか。

今後の県のスポーツ関係の動きについてですけれども。

特にこれはこういうような方向で進めていただくというところで。はい、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では(4)になります。資料の8のところですが、ここについてもご説明をいただきましたが如何でしょうか。

私から1つ、最近色々な事業所が出ておりまして、eラーニング色々なところからこう、やりませんかと来ますけれども、県の方で使われているここについてはどうでしょうか。

どうでしょうかというのもいけないですけれども、どんな感じで効果があってと言いますか、感想を少し伺えればと思いました。

(藤木障がい者支援課長)

ありがとうございます。eラーニングの関係ですけれども、50ページに記載のとおり県ではまず条例の理念を県職員がしっかり把握をして、合理的配慮を提供できなければいけないということで、全庁を挙げて研修受講率100%の目標を年度当初に掲げて、昨年度100%達成をしました。今年度もその達成に向けて今、研修に取り組んでいるところです。

eラーニングの良いところは、自分の都合のいい時間に学べるという点かなと思っ
ていまして、eラーニングを使うことによって、どのくらい理解できているかとか、
実際に受講した感想とかのフィードバックを受けることができるので、次の研修に活
かせる情報を得られると思っています。

昨年度は共生条例全般について学んでいたのですが、今年度は合理的
配慮、あるいは事前的改善措置、こちらを中心にテーマを絞って学ぶ研修を提供して
います。以上です。

(赤羽会長)

すみません、ありがとうございます。
皆さんの方から如何でしょうか。佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

3番の相談対応状況をここに表で出しているのですが、相談内容
のところにパーセントありますが、例えば職場なのか、地域なのか、それとも学校な
のかという、そういう細かい数値というのは分かるのでしょうか。

(赤羽会長)

事務局如何でしょうか。

(大井係長)

ありがとうございます。共生社会推進係の大井と申します。

具体的な数値としてはすみません。お出しはしていないのですが、実際受けた相談としては、やはり地域です。「一般的なスーパー・コンビニで入店拒否があった」ですとか、そういったご相談があったとお聞きしています。

よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

それで、この204人の対象を示すみたいな。

障がいの種別ということですね。はい。

(藤木障がい者支援課長)

障がいの種別は、7割位の方が精神障がいの方、それから身体障がいの方は15%位、御本人がお話する中から障がい種別が分からない方も1割強。知的障がいの方は3%位。その様な状況でございます。

(佐藤委員)

はい。ありがとうございます。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございました。すみません、この辺のところは私のところも知的障がいの方なのでその3%が少なくてもいいやではなくて、やはりここが本当に施設が汲み取れているか、それはちゃんと行政と繋がっているかというところがとても大きなところだなと。

最近全部知的ではないではないですけど、本当に様々な虐待の報道を見るとここで本当にここも大きな課題ではないかと思えますし、こここのところが各事業所のところも特に大きな課題にしていかなければいけないところも、啓発的にはとても大事なところだなと思っております。

ではこここのところは、本当に少なければいいということではなくて本当に現状がしっくり分かっているような、ここでの報告になっていければいいなと、また工夫が必要なのかなと思えます。

はい。すみません。その他は如何でしょうか。

(佐藤委員)

全体でもいいですか。

(赤羽会長)

はい。ではこれでちょっと時間ですけども全体的なところでもう一度皆さん言い忘れたところ、言い残したところですかございましたら挙手をしてお願いできればと思いますので。佐藤委員どうぞ。

(佐藤委員)

はい。すみません。戻って申し訳ないのですが、資料 5 の重点政策の概要案の「地域生活を支えるサービス基盤の充実」です。

ここの現状と課題のチェック 3 の所なのですけど、ちょっと言葉的に「18 歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう～」にという文言があります。

先ほど言われています、障がい者プラン 2024 の施策資料の 79 ページの施策の展開方法のところにも、信濃学園さんのところの 4 行目の所にも「18 歳で大人にふさわしい環境に移行」。これはどういうことなのではないかと思いました。はい。

(赤羽会長)

事務局お願いいたします。

(藤木障がい者支援課長)

はい。今 18 歳以降大人にふさわしい環境というのはどういうことなのかという御質問をいただきました。

現状を申し上げますと障がい児入所施設に入所している方は 18 歳になると大人の施設へ移行していくのが通常なのですけど、移行先が見つからなくて引き続き児童の施設に残られる方もいらっしゃいます。

障がい児の入所施設というのは、子供に対応した環境になっていますので、18 歳を超えたら大人に合った環境の住まいで生活して頂くのが望ましいということで、子供の施設から大人の施設へ円滑に移行できるように取組をしているところでございます。そういった意味で大人にふさわしい環境という表現を使わせていただいております。

(佐藤委員)

意味がちょっと私は理解できない。これ信濃学園さんのところでのこんな表現なのですけど、これはここに限った話なのですか。

(藤木障がい者支援課長)

確かに福祉型の障がい児の入所施設は県内に信濃学園だけなのですけれども、この他に医療型の入所施設というものが県内に幾つかございまして、そこも含めてということになります。

信濃学園が何でプランの本文の中に特出しで書かれているのは、県立施設としての役割を果たすという意味で記載をさせていただいています。重点施策に書かせていただいている 18 歳以降の環境に合った、生活への円滑な移行というのは信濃学園だけではなく全ての障がい児入所施設を指しているところです。

(佐藤委員)

これってどうなのか。これふさわしいというその内容が。

(赤羽会長)

はい。信濃学園さんは松本エリアにある事業所さんで、ここに書いてある通り県下唯一の知的障がい児の入所型の所というところで。

ここも今は元々県立のところから、今は長野県社会福祉事業団さんが今運営をされている。ここの信濃学園さんとか、西駒郷さんとか、リハビリテーションもそうですけど、ここの実は関わり方、扱い方というところが、例えば私ども知的のところの協会でも並列になっているところと、ここではこういうふうに県立でと取り上げられているところの、その多分周りの方の認識のあり方が結構しっかりされていないのではないかなと。

私たちがさえ、どういうふうにしていいのだろうと。県として色々な話をすると、「うちはまだ県ではないので」という返答もあるときに、ここの長野県としての信濃学園さんの立ち位置、リハビリ、西駒郷さんの立ち位置みたいなところはとても大事な部分と言いますか、期待される部分が本来はあるのではないかなと思ったり、特に、この児童の入所のところは本当に課題があるのかなとは思ったりしております。

あとこれと特別支援学校の寄宿のあり方も、きっとこういうところに繋がっているところがあるのではないかと思ったりしております。

それは色々な方が分かり易く、きつとなるといいのではないかなと思いました。

すみません。ちょっと私がしゃべってしまいました。

他にちょっと時間ですけれども、何か言い残した色々あろうかと思っておりますけれども。大堀さん。

(大堀委員)

はい。ありがとうございます。資料 4-1 の方の概要の 1 番「障がいへの理解と権利擁護の推進」のところに当事者参画を入れていただきたいのと、今日の委員会でも聴覚障がいの二宮さんとか、育成会さんの丸山さんとか、視覚障がい者協会さんの武藤さんとか、身体障がい者福祉協議会の村松さんとか当事者団体の方とか入ってくださっています。やはり当事者の声を明確に反映していただきたいです。障がい者権利条約の、「私たちぬきに私たちのことを決めないで！ (Nothing about us, without us!)」というためにもぜひ当事者参画という文言を 1 番に入れていただきたいです。

2 番の方にある地域生活の充実のところにはピアサポーターの配置とか育成・養成など必ず是非入れていただきたいです。

理由としては、県の方でまとめてくださった障がいのある人に対する調査の方で資料の 53 ページ、54 ページを御覧いただきますと就労に関しても、当事者のニーズ、「

就労、仕事する際にどんな配慮が必要だと思いますか」では、「健康状態に合わせて働き方ができる」とか、2 番に「職場の人たちに障がいのことを理解してほしい」、3 番「職場に相談できる人がいてほしい」ということで、やはり働く場でも生活していく場でも（例えば 54 ページですと社会参加する上で）、やはり妨げになっている事というのはやはり障がいを持っている私たちにはそれだけで、目に見えない形の困難もあったり体調の波もあったりします。

やはり障がいの事を理解していただいて共に生きたり、生活したり働くために、こういった言えない人もいますので言える人が代弁したり、それもピアサポーターの大事な役割だと感じております。

ですので 2 番の方にもピアサポーターを配置していただいて、またピアサポーター自身も学びながら、他の方とコミュニケーションを取ったり、信頼関係を作りながら共に成長をしていきたいというところがあります。2 番にはピアポーターという文言を是非入れていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございました。また御検討をお願い致します。
では、すみません、ちょっと私の進め方もちょっとバランスが悪くて申し訳ありません。均等にちょっと振れないところもありました。ウェブの方も特に申し訳ありません。

では時間になって参りましたので、今回も皆さんから多くの御意見を頂戴しまして、この意見をまた踏まえて、次期プランについて大変でしょうですけど策定作業をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

皆さん、貴重な御意見を大変ありがとうございました。

今回様々な意見のなかに、ポジティブな言葉も使ってというようなこともとても今日大きかったことではないかと思っておりますので、是非また御検討をお願いできればと思います。

それでは会議事項を終了させていただきたいと思っております。進行、事務局の方にお返ししたいと思いますのでよろしくお願い致します。

5 連絡事項

(山本企画幹)

赤羽会長さん、委員の皆様、長時間に渡りまして闊達なご意見を頂戴致しましてありがとうございました。

事務局から2点御連絡を申し上げたいと思っております。

今後のスケジュールでございましたが、先ほどご説明申し上げました通り、第3回につきましては2月の中旬を開催とさせていただければと思います。

会議室の確保ができ次第、第3回会議の日程調整を近日中に御照会申し上げる予定ですので、よろしくお願いしたいと思います。

繰り返しになりますが、2月の中旬の開催を予定しております。

2点目でございます。本日はプランの骨格資料につきまして様々な御意見を頂戴いたしました。時間も2時間と限られているなかでございましたので、改めて文書にて、御照会申し上げたいと思っておりますので追加の御意見等を頂戴したいと存じます。よろしくお願い致します。

追加の御意見等も踏まえまして最終的な案を作成していきたいと考えておるところでございます。

是非、追加の御意見等を頂戴できればと思っておりますのでよろしくお願い致します。

最後に、藤木障がい者支援課長から御挨拶を申し上げます。よろしくお願い致します。

(藤木障がい者支援課長)

本日は委員の皆様方には非常に熱心に御議論いただきまして、貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。

なかなか私共気づかない点を、今日の会議で気づかせて頂いたと思っております。

今日、頂いた御意見を、しっかり踏まえて2月に開催します次回の会議には、しっかりとした最終案を提案させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

本日は誠にありがとうございました。

6 閉 会

(山本企画幹)

本当に皆様ありがとうございました。

以上をもちまして本協議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

(赤羽会長)

ありがとうございます。

(山本企画幹)

Web の皆様ありがとうございます。御退室をいただければと存じます。ありがとうございます。